

兵庫県公報

令和3年6月10日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（税務課）	2
○ 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例（新行政課）	4
○ 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（高齢政策課）	4
○ 使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立都市公園条例の一部を改正する条例（財政課）	5
○ 関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（豊かな森づくり課）	12
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	12
○ 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局特別支援教育課）	12

公布された法令のあらまし

◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例（条例第28号）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行を踏まえ、過疎地域の産業の活性化を図り、地域格差の是正に寄与することを目的として、過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人について、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税を免除するため、この条例を制定することとした。

◎職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例（条例第29号）

行政手続に関する押印の見直しに係る基本方針を踏まえ、サービスの宣誓に関して次に掲げる条例の所要の整備を行うこととした。

- (1) 職員のサービスの宣誓に関する条例
- (2) 公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例
- (3) 警察職員のサービスの宣誓に関する条例

◎介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正により、介護保険財政安定化基金による令和3年度から令和5年度まで及び令和6年度から令和8年度までの市町への貸付金の償還期限が特例的に延長されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、区分適合性調査に係る手数料を新設する等所要の整備を行うこととした。
- 2 来園者の利便性向上及び駐車場の利用促進を図るため、県立舞子公園の駐車場の利用料金に1回ごとの上限額を定めることとした。

◎関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（条例第32号）

公益社団法人兵庫みどり公社が一般社団法人兵庫県農業会議の権利義務の全部を承継して当該法人と統合し、その名称を公益社団法人ひょうご農林機構に改称したことに伴い、規定の整備を行うこととした。

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

令和2年度の包括外部監査の結果を踏まえ、県営住宅への入居の際における収入要件についての公平性を確保するため、同居親族以外の直系血族及び配偶者を同居させようとするときは知事に届け出ることでの足りる旨の規定を削除する等所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

兵庫県立芦屋特別支援学校に在籍する児童及び生徒の増加に対応するとともに、兵庫県立こばと聴覚特別支援学校の持つ阪神地域における聴覚障害教育の中核機能を継承するため、新たに兵庫県立むこがわ特別支援学校を次のとおり設置することとした。

名称	位置	部	設置年月日
兵庫県立むこがわ特別支援学校	西宮市	幼稚部	令和6年1月1日
		小学部	令和3年9月1日
		中学部	令和3年9月1日
		高等部	令和6年1月1日

条 例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第28号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）の区域のうち法第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税を免除することにより、過疎地域の産業の活性化を図り、地域格差の是正に寄与することを目的とする。

(事業税の課税免除)

第2条 知事は、特別償却設備設置者については、特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について課税免除をすることができる。

2 前項の「特別償却設備」とは、過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第14項及び第28条の9第15項に規定する情報サービス業等をいう。）、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。次項において「省令」という。）第1条第1号イ(1)又は(2)に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同号イ(1)又は(2)に定める額以上のものをいう。

3 第1項の「特別償却設備設置者」とは、省令第1条第1号イに規定する期間に、前項に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者をいう。

4 第1項の規定により事業税について課税免除をすることができる期間は、当該課税免除をした最初の年度以降3箇年度とする。

第3条 知事は、過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、法第2条第2項の規定による公示の日（次条及び第5条第1項において「公示日」という。）の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税について課税免除をすることができる。

2 前項の規定により事業税について課税免除をすることができる期間は、当該課税免除をした最初の年度以降5箇年度とする。

(不動産取得税の課税免除)

第4条 知事は、第2条第3項に規定する特別償却設備設置者（以下「特別償却設備設置者」という。）については、特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除をすることができる。

（固定資産税の課税免除）

第5条 知事は、特別償却設備設置者については、特別償却設備である大規模の償却資産（公示日以後において取得したものに限り。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

2 前項の規定により固定資産税について課税免除をすることができる期間は、当該課税免除をした最初の年度以降3箇年度とする。

（課税免除の申請）

第6条 この条例の規定による事業税、不動産取得税又は固定資産税の免除を受けようとする者（次項第1号において「申請者」という。）は、次に掲げる期限までに申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 事業税の課税免除を受けようとする者については、個人にあっては兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下この号及び次号において「県税条例」という。）第40条第1項に規定する申告期限、法人にあっては県税条例第36条に規定する申告納付の期限

(2) 不動産取得税の課税免除を受けようとする者については、県税条例第53条第1項に規定する申告期限

(3) 固定資産税の課税免除を受けようとする者については、地方税法第745条第1項において準用する同法第383条に規定する申告期限

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者についての次に掲げる事項

ア 個人にあっては、その氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

イ 法人にあっては、その名称、所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）

(2) 課税免除を受けようとする額

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事において必要と認める事項

（補則）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 特別償却設備設置者又は過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において水産業若しくは畜産業を行う個人について、市町が市町村計画を定めた日（以下この項において「市町村計画策定日」という。）から1月を経過する日前に第6条第1項各号に規定する期限が到来する場合には、同項各号に規定する期限は、同項の規定にかかわらず、市町村計画策定日から1月を経過した日とする。

4 失効前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成12年兵庫県条例第43号。以下この項において「失効前の条例」という。）第1条に規定する過疎地域内において、製造の事業又は同条に規定する農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を令和3年3月31日以前に新設し、又は増設した者についての事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除については、失効前の条例の規定（畜産業又は水産業を行う個人についての事業税の課税免除に係る部分を除く。）は、その失効後も、なおその効力を有する。この場合において、令和3年4月1日から、この条例の施行の日から1月を経過する日までに失効前の条例第6条第1項各号に規定する期限が到来するときは、同項各号に規定する期限は、同項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から1月を経過した日とする。

（産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正）

5 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「又は過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成12年兵庫県条例第43号）第2条第1項」を「、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年兵庫県条例第28号）第2条第1項又は同条例附則第4項の規定によりなお効力を有することとされた失効前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成12年兵庫県条例第43号）第2条第1項」に改め、同条第2項中「又は過疎地域における県税の課税免除に関する条例第4条」を「、過疎地域における県税の課税免除に関する条例第4条又は同条例附則第4項の規定によりなお効力を有することとされた失効前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例第4条」に改める。



職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第29号

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

（職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和38年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「次条及び第3条において」に改める。

第2条中「なつた」を「なった」に改め、「任命権者又は任命権者の定める上級職員の面前において」を削り、「に署名押印して」を「を任命権者に提出して」に、「行なつて」を「行って」に改める。

第3条中「行なう」を「行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第2条関係）」に、「のつとり」を「のっとり」に改め、「印」を削る。

（公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第2条 公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例（昭和38年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第42条第1項」の右に「において準用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条」を加え、「以下」を「次条及び第3条において」に改める。

第2条中「、知事の面前において」を削り、「に署名押印して」を「を知事に提出して」に、「行なつて」を「行って」に改める。

第3条中「行なう」を「行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第2条関係）」に改め、「印」を削る。

（警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第3条 警察職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和38年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「次条及び第3条において」に改める。

第2条中「なつた」を「なった」に改め、「、警察本部長（以下「本部長」という。）又は本部長の定める職員の面前において」を削り、「に署名押印して」を「を警察本部長（次条において「本部長」という。）に提出して」に、「行なつて」を「行って」に改める。

第3条中「これ」を「これら」に、「行なう」を「行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第2条関係）」に、「順守し」を「遵守し」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第30号

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例(平成12年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。附則に次の6項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの貸付金の償還の特例)

- 3 令和3年度から令和5年度までの計画期間における貸付金(以下この項及び次項において「特定貸付金」という。)は、第6条第1項の規定にかかわらず、政令附則第2条の2第1項の規定による認定を受けた借入市町にあっては当該借入市町への特定貸付金の総額を6で除して得た額を令和6年度から令和11年度までの各年度ごとに、同条第2項の規定による認定を受けた借入市町にあっては当該借入市町への特定貸付金の総額を9で除して得た額を令和6年度から令和14年度までの各年度ごとに償還するものとする。
4 政令附則第2条の2第1項の規定による認定を受けた借入市町への特定貸付金に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「第7条第6項」とあるのは、「附則第2条の2第1項」とする。
5 政令附則第2条の2第2項の規定による認定を受けた借入市町への特定貸付金に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「第7条第6項」とあるのは、「附則第2条の2第2項」とする。

(令和6年度から令和8年度までの貸付金の償還の特例)

- 6 令和6年度から令和8年度までの計画期間における貸付金(以下この項及び次項において「特定貸付金」という。)は、第6条第1項の規定にかかわらず、政令附則第2条の3第1項の規定による認定を受けた借入市町にあっては当該借入市町への特定貸付金の総額を6で除して得た額を令和9年度から令和14年度までの各年度ごとに、同条第2項の規定による認定を受けた借入市町にあっては当該借入市町への特定貸付金の総額を9で除して得た額を令和9年度から令和17年度までの各年度ごとに償還するものとする。
7 政令附則第2条の3第1項の規定による認定を受けた借入市町への特定貸付金に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「第7条第6項」とあるのは、「附則第2条の3第1項」とする。
8 政令附則第2条の3第2項の規定による認定を受けた借入市町への特定貸付金に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「第7条第6項」とあるのは、「附則第2条の3第2項」とする。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第31号

使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立都市公園条例の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の42の部中

「

Table with 3 columns: (22) 削除, empty cell, empty cell

」

を

「

Table with 3 columns: (22) 医薬品製造所登録申請手数料, 改正法附則第12条第9項の規定によりその例によることとされる改正法第2条の規定による改正後の法第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査, 38,000円

(22)の2 医薬部外品製造所登録申請手数料	改正法附則第12条第9項の規定によりその例によることとされる改正法第2条の規定による改正後の法第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	27,600円
(22)の3 化粧品製造所登録申請手数料	改正法附則第12条第9項の規定によりその例によることとされる改正法第2条の規定による改正後の法第13条の2の2第1項の規定に基づく化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	27,600円

に改め、同部(28)の款の次に次のように加える。

(28)の2 医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る区分適合性調査手数料	改正法附則第12条第11項の規定によりその例によることとされる改正法第2条の規定による改正後の法第14条の2第2項の規定に基づく同条第1項の確認に係る医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る適合性調査	医薬品の製造工程区分省令（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号）をいう。以下この部において同じ。）第2条第3号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	189,700円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬品の品目の数に4,100円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に10,000円を乗じて得た額を加算した金額
		医薬部外品の製造工程区分省令第2条第3号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	104,300円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に2,000円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に10,000円を乗じて得た額を加算した金額
		医薬品の製造工程区分省令第2条第4号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	131,800円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬品の品目の数に2,500円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に10,000円を乗じて得た額を加算した金額

		<p>医薬部外品の製造工程区分省令第2条第4号イからへまでに掲げる製造工程の区分に係るもの</p>	<p>72,800円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に1,000円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に10,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>
		<p>医薬品の製造工程区分省令第2条第5号又は第6号に掲げる製造工程の区分に係るもの</p>	<p>70,300円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬品の品目の数に630円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に10,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>
		<p>医薬部外品の製造工程区分省令第2条第5号又は第6号に掲げる製造工程の区分に係るもの</p>	<p>39,200円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に290円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に10,000円を乗じて得た額を加算した金額</p>
<p>(28)の3 医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る変更計画適合性調査手数料</p>	<p>改正法附則第12条第11項の規定によりその例によることとされる改正法第2条の規定による改正後の法第14条の7の2第4項の規定に基づく同条第3項の確認に係る医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る適合性調査</p>	<p>整備省令(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第15号)をいう。以下この部において同じ。)第1条の規定による改正後の省令第25条第1項第3号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法</p>	<p>94,000円</p>
		<p>整備省令第1条の規定による改正後の省令第25条第1項第4号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法</p>	<p>60,500円</p>

	整備省令第1条の規定による改正後の省令第25条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	29,600円
	整備省令第1条の規定による改正後の省令第25条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	48,800円
	整備省令第1条の規定による改正後の省令第25条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	28,700円
	整備省令第1条の規定による改正後の省令第25条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	13,300円
	製造所以外の施設における医薬品の製造管理等の方法	29,600円
	製造所以外の施設における医薬部外品の製造管理等の方法	13,300円

第2条 使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第4の42の部(11)の款中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に改め、同部(12)の款中「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に改め、同部(13)の款中「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第25条第3項第2号」に改め、同部(15)の款中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第5号」に改め、同部(16)の款中「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「第26条第2項第3号」を「第25条第2項第3号」に改め、同部(17)の款中「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第25条第3項第2号」に改め、同部(19)の款中「第26条第1項第3号に掲げる医薬品の製造業の区分の変更又は」を「第25条第1項第3号に掲げる医薬品の製造業の区分への変更又は当該区分の」に、「第26条第1項第4号に掲げる医薬品の製造業の区分の変更又は」を「第25条第1項第4号に掲げる医薬品の製造業の区分への変更又は当該区分の」に、「第26条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業の区分の変更又は」を「第25条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業の区分への変更又は当該区分の」に改め、同部(20)の款中「第26条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造業の区分の変更又は」を「第25条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造業の区分への変更又は当該区分の」に、「第26条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造業の区分の変更又は」を「第25条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造業の区分への変更又は当該区分の」に、「第26条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造業の区分の変更又は」を「第25条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造業の区分への変更又は当該区分の」に改め、同部(21)の款中「第26条第3項第1号に掲げる化粧品の製造業の区分の変更又は」を「第25条第3項第1号に掲げる化粧品の製造業の区分への変更又は当該区分の」に、「第26条第3項第2号に掲げる化粧品の製造業の区分の変更又は」を「第25条第3項第2号に掲げる化粧品の製造業の区分への変更又は当該区分の」に改め、同部(22)の款から(22)の3の款までの規定中「改正法附則第12条第9項の規定によりその例によることとされる改正法第2条の規定による改正後の」を削り、同款の次に次のように加える。

(22)の4 医薬品製造所登録更新申請手数料	法第13条の2の2第4項の規定に基づく医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	20,100円
(22)の5 医薬部外品製造所登録更新申請手数料	法第13条の2の2第4項の規定に基づく医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	20,100円
(22)の6 化粧品製造所登録更新申請手数料	法第13条の2の2第4項の規定に基づく化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	20,100円

別表第4の42の部(26)の款事務の区分の欄及び金額の欄を次のように改める。

法第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法(以下この部において「製造管理等の方法」という。)に係る適合性調査(製造販売の承認を受け、又は製造をしようとする場合における適合性調査に限る。)	省令第25条第1項第3号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	94,000円
	省令第25条第1項第4号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	60,500円
	省令第25条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	29,600円
	省令第25条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	48,800円
	省令第25条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	28,700円
	省令第25条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	13,300円
	医薬品又は医薬部外品の試験検査を行う施設であって製造所以外のもの(以下この部において「製造所以外の施設」という。)における医薬品の製造管理等の方法	29,600円
	製造所以外の施設における医薬部外品の製造管理等の方法	13,300円

法第14条第7項若しくは第9項又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る適合性調査（製造販売の承認を受け、又は製造をしようとする場合における適合性調査を除く。）	省令第25条第1項第3号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	189,700円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬品の品目の数に4,100円を乗じて得た額を加算した金額
	省令第25条第1項第4号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	131,800円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬品の品目の数に2,500円を乗じて得た額を加算した金額
	省令第25条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	70,300円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬品の品目の数に630円を乗じて得た額を加算した金額
	省令第25条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	104,300円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した金額
	省令第25条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	72,800円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した金額
	省令第25条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	39,200円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に290円を乗じて得た額を加算した金額
	製造所以外の施設における医薬品の製造管理等の方法	70,300円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬品の品目の数に630円を乗じて得た額を加算した金額

	製造所以外の施設における医薬部外品の製造管理等の方法	39,200円に適合性調査を受ける製造管理等の方法に係る医薬部外品の品目の数に290円を乗じて得た額を加算した金額
--	----------------------------	---

別表第4の42の部(28)の2の款中「改正法附則第12条第11項の規定によりその例によることとされる改正法第2条の規定による改正後の」を削り、同部(28)の3の款中「改正法附則第12条第11項の規定によりその例によることとされる改正法第2条の規定による改正後の」、「整備省令(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第15号)をいう。以下この部において同じ。)第1条の規定による改正後の」及び「整備省令第1条の規定による改正後の」を削り、同部中(48)の7の款を(48)の11の款とし、(48)の2の款から(48)の6の款までを(48)の6の款から(48)の10の款までとし、(48)の款の次に次のように加える。

(48)の2 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所登録証書換え交付手数料	政令第16条の4第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録証の書換え交付	2,000円
(48)の3 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所登録証再交付手数料	政令第16条の5第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録証の再交付	2,900円
(48)の4 医薬品又は医薬部外品の製造工程区分基準確認証書換え交付手数料	政令第26条の4第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分の基準確認証の書換え交付	2,000円
(48)の5 医薬品又は医薬部外品の製造工程区分基準確認証再交付手数料	政令第26条の5第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分の基準確認証の再交付	2,900円

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第3条 兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2の部駐車場の款大型自動車(長さ7メートル以上のもの)の項中「2時間につき」を「1回につき」に改め、「加算した額」の右に「(その額が4,000円を超えるときは、4,000円)」を加え、同款普通自動車及び小型自動車の項中「1時間」を「1回」に改め、「200円」の右に「。ただし、1時間を超えるときは、1時間につき200円を加算した額(その額が1,000円を超えるときは、1,000円)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の

一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第2条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は第13項の規定による承認の申請をした者の当該承認の申請についての医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査手数料については、第2条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の42の部(26)の款の規定にかかわらず、なお従前の例による。

~~~~~

関連法人事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県条例第32号

##### 関連法人事業基金条例の一部を改正する条例

関連法人事業基金条例（平成19年兵庫県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
別表緑化基金の項中「公益社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人ひょうご農林機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第33号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項第1号中「新聞」の右に「への掲載」を加え、同項第2号中「テレビジョン」の右に「による放送」を加え、同項第4号中「広報紙」の右に「への掲載」を加え、同項に次の2号を加える。

(5) インターネットの利用

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

第7条第1項第2号イ中「規定する障害者」の右に「(第3号イ(7)において「障害者」という。)」を加え、同項第3号中「日において」の右に「次の」を、「エまでに掲げる場合」の右に「の区分」を加え、同号イ(7)中「障害者基本法第2条第1号に規定する」を削り、同号イ(ウ)中「であり、かつ、同居者の」を「である場合(同居者があるときにあっては、その)」に、「場合」を「ときに限る。)」に改め、同号ウ中「県が」を「、県が」に、「である場合」を「であるとき」に改める。

第35条第2項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例第35条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に県営住宅への入居の際における同居親族以外の者（以下この項において「入居時同居親族以外の者」という。）を同居させようとする入居者について適用し、同日前に入居時同居親族以外の者を同居させた入居者については、なお従前の例による。

~~~~~

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県条例第34号

##### 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び兵庫県立姫路聴覚特別支援学校」を「、兵庫県立姫路聴覚特別支援学校及び兵庫県立むこがわ特別支援学校」に改める。

別表兵庫県立阪神特別支援学校の項の次に次のように加える。

|                |     |                          |
|----------------|-----|--------------------------|
| 兵庫県立むこがわ特別支援学校 | 西宮市 | 幼稚部<br>小学部<br>中学部<br>高等部 |
|----------------|-----|--------------------------|

#### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び別表兵庫県立阪神特別支援学校の項の次に次のように加える改正規定（幼稚部及び高等部に係る部分に限る。）は、令和6年1月1日から施行する。